

5月
2023

労務通信 141号

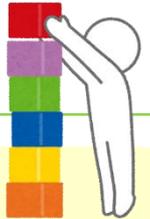


成迫 社会保険労務士法人
松本事務所 TEL 0263-88-2862
長野事務所 TEL 026-291-4152
飯田事務所 TEL 0265-25-0264

退職金制度に企業型確定拠出年金制度を検討してみてもいいかもしれません

企業型確定拠出年金制度（企業型 DC）とは企業もしくは従業員が毎月掛金を拠出して、従業員が元本確保型の定期預金、年金保険等または元本変動型の投資信託などから商品を選んで運用してもらい、運用益を年金資産として積み立て、60歳以降に受け取る年金制度です。

各種退職金共済制度とは異なり、事業主や役員も加入できます。
ここでは企業型 DC の主なメリット、デメリットをご紹介します。



◇税制メリット◇

- ① 掛金の全額が非課税で積立てが可能であり、掛金は社会保険料の対象外になります。
- ② 投資商品を一般口座で運用した場合は運用益に対して約 20%の税金が掛かりますが、確定拠出年金口座で運用することにより運用益に税金が掛かりません。
- ③ 受取り時に退職所得控除もしくは公的年金等控除で所得税の非課税枠が活用できます。

◇社会保険料等の年間メリット◇ ※個々で条件が異なるため概算額になります

・従業員例（年齢 30 歳、年収 400 万円、掛金月額 20,000 円）

	拠出前	拠出後	効果
社会保険料	57.6 万円	54.1 万円	▲3.5 万円
税金（所得税・住民税）	26.5 万円	24.2 万円	▲2.3 万円
合計	84.1 万円	78.3 万円	▲5.8 万円

・役員例（年齢 45 歳、年収 720 万円、掛金月額 55,000 円）

	拠出前	拠出後	効果
社会保険料	105.5 万円	99.9 万円	▲5.6 万円
税金（所得税・住民税）	72.5 万円	56.8 万円	▲15.7 万円
合計	178 万円	156.7 万円	▲21.3 万円



◆デメリット◆

- ・社会保険料が下がった分の健康保険の給付、年金額に影響が出る可能性があります。
- ・賃金から拠出額を引いた金額で最低賃金の確保が必要です。
- ・60歳になるまで払い戻しができないため資金が拘束されます。

すでに個人型確定拠出年金制度（iDeCo）で資産運用をしている場合に企業型 DC に移管することで、個人で負担していた手数料が企業の負担となりますが、負担した手数料は損金になります。また従業員の掛金の一部を負担する場合にも損金になります。

従業員が目的に応じて投資商品、拠出額を選択して運用し、会社が責任を負わない退職金制度として企業型 DC を検討してはいかがでしょうか。

運用開始までに 6 か月ほど掛かります。ご興味がありましたらお早めに担当者へお問い合わせください。